

令和5年8月21日

都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 花田 明 仁

副委員長 木村 淳 司

1 開催日時 令和5年8月21日（月曜日）午前11時00分～午前11時55分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

(1) 令和5年第3回定例会提出予定案件

①専決処分の報告について

②専決処分の報告について

③専決処分の報告について

④令和4年度青森市水道事業会計決算の認定について

⑤令和4年度青森市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

⑥令和4年度青森市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

⑦令和4年度青森市自動車運送事業会計決算の認定について

(2) その他

①新車バスの購入について

【挙手による報告】

①令和5年7月15日からの梅雨前線による大雨災害に係る秋田県への給水活動に係る応援派遣について

○出席委員

委員長 花田明仁

副委員長 木村淳司

委員 中田靖人

委員 蛭名和子

委員 軽米智雅子

委員 天内慎也

委員 藤田誠

委員 木下靖

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長 鈴木裕司

交通部長 佐々木 淳

都市整備部次長 土岐政温

水道部次長 一戸隆雄

交通部次長 高野雅子

道路維持課長兼道路補修事務所長 武田泰孝

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久 保 拓 哉

議事調査課主査 柿 崎 良 輔

議事調査課主査 岩 間 憲 仁

○花田明仁委員長 ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

本日は、都市整備部長、水道部長、両名体調不良のため欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

令和5年第3回定例会提出予定案件について報告を求めます。

最初に、「専決処分の報告について」は関連する3件の専決処分について、一括で報告を求めます。都市整備部次長。

○土岐政温都市整備部次長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和5年第3回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分3件について、お手元に配付しております資料に基づき、御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和5年4月7日、午前11時頃に、浪館字平岡の市道浪館99号線におきまして、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前輪タイヤを損傷したものであります。

賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として5553円を負担することで合意し、合意内容について、令和5年8月1日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和5年4月12日、午後7時頃に、矢田前字弥生田の市道矢田前51号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側後輪タイヤを損傷したものであります。

賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として6420円を負担することで合意し、合意内容について、令和5年8月1日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、資料3を御覧ください。

事故の発生は、令和5年4月24日、午後8時頃に、堤町一丁目の市道青柳松原線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前輪タイヤを損傷したものであります。

賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として3400円を負担することで合意し、合意内容について、令和5年8月1日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、市が加入している保険で対応しております。

専決処分の報告につきましては、以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。藤田委員。

○藤田誠委員 それぞれ専決処分ですが、過失割合は報告できるものですか。お願いします。

○**花田明仁委員長** 都市整備部次長。

○**土岐政温都市整備部次長** 過失割合の報告ということで。

○**花田明仁委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** 発表しないという話であれば発表しなくていいですし、もし分かるのであれば御報告いただければ。

○**花田明仁委員長** 都市整備部次長。

○**土岐政温都市整備部次長** 道路維持課長からの回答でよろしいでしょうか。

○**花田明仁委員長** どうぞ。道路維持課長。

○**武田泰孝道路維持課長兼道路補修事務所長** 道路維持課長の武田です。順番にいきますと最初の浪館字平岡につきましては、市の負担割合が4.5割、次の矢田前字弥生田につきましては、市の負担が4割、最後の堤町一丁目につきましては、市の負担が5割となっております。

以上です。

○**花田明仁委員長** いいですか。

〔藤田誠委員「はい」と呼ぶ〕

○**花田明仁委員長** ほかに発言ありませんか。

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和4年度青森市水道事業会計決算の認定について」報告を求めます。企業局長。

○**鈴木裕司公営企業管理者** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）水道部長が今日体調不良で欠席ですので私から御説明いたします。

令和5年第3回市議会定例会に提出を予定しております令和4年度青森市水道事業会計決算の概要について、配付いたしております消費税抜きの決算見込総括表に基づきまして、御説明いたします。

初めに、表の左側上段の収益的収入についてであります。営業収益のうち、水道料金につきましては51億6874万5000円で、前年度と比較し3億1059万1000円、率にして6.4%の増となりました。

その主な要因といたしましては、前年度——令和3年度におきまして新型コロナウイルス感染症対策として4月検針分4億2590万6000円の減免を実施してありましたことによるものであります。

受託工事収益につきましては7695万7000円で、前年度と比較し3191万5000円、率にして70.9%の増となりました。

その主な要因といたしましては、青森県土地開発公社から受託した工事の補償費約5440万9000円の収入があったことなどによるものであります。

その他の営業収益につきましては2億6027万5000円で、主に下水道使用料徴収に係る経費について下水道事業会計からの負担金等であります。

この結果、営業収益の合計としては、水色の行、55億597万7000円となりまし

た。

次に、営業外収益につきましては、一般会計補助金は、職員の児童手当に係る繰入金でありまして、988万4000円となりました。

これに、長期前受金戻入2億1785万9000円、その他の営業外収益3939万8000円を加えた営業外収益の計は2億6714万1000円となりました。

特別利益につきましては449万6000円で、工事請負契約不履行による違約金の収入によるものです。

この結果、収益的収入の合計、緑色の行になりますけれども、57億7761万4000円で、前年度と比較し3億3500万4000円、率にして6.2%の増となりました。

次に、表の右側上段、収益的支出についてであります。まずは営業費用等について主なものを御説明いたします。

職員給与費につきましては10億8483万6000円で、これは退職者数の減少により退職給付費が減となったことなどによりまして、前年度と比較し4306万5000円、率にして3.8%の減となりました。

動力費につきましては1億9359万6000円で、電気料金の燃料費調整単価が増となったことなどによりまして、前年度と比較し3569万2000円、率にして22.6%の増となりました。

受水費は、浪岡地区への給水のため津軽広域水道企業団から受水した分の料金でありまして、1億5018万1000円となりました。

維持修繕費につきましては、配水管の緊急修繕費や施設設備の修繕費等でありまして、5億898万4000円で、前年度と比較し6190万3000円、率にして10.8%の減となりました。その主な要因としては、前年度に行いました堤川浄水場の屋上防水営繕工事などの費用が大きかったことによるものであります。

次に、受託工事費であります。8136万7000円で、受託工事収益で御説明したとおり、青森県土地開発公社からの受託工事を行ったことなどから、前年度と比較し3790万3000円、率にして87.2%の増となりました。

その他物件役務費につきましては11億7682万9000円で、内訳につきましては備考欄に記載のとおり委託料、負担金などであります。

この結果、営業費用の計、水色の行となりますが、52億6859万1000円となりました。

次に、営業外費用につきましては、支払利息が2億1145万2000円、その他営業外費用9万3000円、合計で2億1154万5000円となりました。

特別損失につきましては792万2000円で、漏水等による過年度水道料金の調定更正が減となったことなどによりまして、前年度と比較し578万5000円、率にして42.2%の減となりました。

この結果、収益的支出の合計、緑色の行になります。54億8805万8000円で、前年度と比較し、1021万1000円、率にして0.2%の増となりました。

これにより、左側中段にあります当年度純利益、ピンク色の行になりますが、収支差引により、2億8955万6000円を計上することとなりました。

この当年度純利益であります。資本的支出の財源とするため、青森市公営企業の設置に関する条例第11条の規定に基づきまして、減債積立金へ積み立てる予定であります。

次に、表の下段の資本的収支について御説明いたします。

まず、右側の資本的支出であります。建設改良費につきましては18億6594万6000円で、前年度において、横内浄水場関連の継続事業12億6000万円、これは紫外線・塩素処理棟建設事業や受変電・非常用発電設備更新事業など2事業、これらが完了したことなどにより、前年度に比較して12億3398万1000円の減となりました。

これに、企業債償還金8億3432万9千円及び投資1万2000円を加えた資本的支出の合計は、緑色の行になりますが、27億28万7000円で、前年度と比較し11億9926万6000円の減となりました。

次に、左側の資本的収入であります。企業債につきましては6億5000万円、これに、県道整備等に伴う負担金2711万8000円と加入金1億968万円を加えた資本的収入の合計は7億8679万8千円となりました。

この結果、資本的収支の差引きで、左側下段オレンジ色の部分の括弧書きにありますとおり、19億1348万9000円の不足額が生じたので、その下に記載の過年度損益勘定留保資金により補填いたしております。

令和4年度青森市水道事業会計決算の概要につきましては、以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和4年度青森市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」報告を求めます。企業局長。

○鈴木裕司公営企業管理者 令和5年第3回市議会定例会に提出を予定しております令和4年度青森市下水道事業会計剰余金の処分及び同会計決算の概要について、配付いたしております資料に基づき御説明いたします。

初めに、資料①の令和4年度青森市下水道事業会計剰余金の処分案についてありますが、下段の資本中利益剰余金の欄を御覧ください。

前年度決算で減債積立金といたしました2709万7641円を使用して令和4年度に企業債を償還いたしました。公営企業の会計上、使用した減債積立金相当額を、①の矢印ですが、未処分利益剰余金に一旦振替し、その後矢印②のとおり自己資本金に組み入れるものであります。

この未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定によって議会の議決が必要でありますことから、決算の認定と同一議案として

議会に提案するものです。

続きまして、決算の概要について、資料②の消費税抜きの決算見込総括表により御説明いたします。

初めに、表の上段の収益的収支についてであります。左側上段の収益的収入のうち主なものを御説明いたします。

営業収益のうち、下水道使用料につきましては、38億9865万円で、前年度と比較し2億6797万1000円、率にして7.4%の増となりました。

その主な要因といたしましては、前年度におきまして新型コロナウイルス感染症対策として4月検針分3億1960万8000円の減免を実施したことによるものであります。

雨水処理負担金につきましては一般会計からの繰入であり、10億5898万2000円で、前年度と比較し924万3000円、率にして0.9%の増となりました。

受託工事収益につきましては、県道及び市道の道路工事に伴う下水道工事の収益であり、2968万2000円で、前年度と比較し2475万5000円、率にして502.4%の増となりました。

その他営業収益につきましては排水設備検査手数料などでありまして、481万8000円で、前年度と比較し、8万6000円、率にして1.8%の減となりました。

この結果、営業収益の計は49億9645万1000円となりました。

次に営業外収益につきましては、一般会計補助金（基準内）については2億6903万7000円で、分流式下水道に係る繰入金が増となったことにより、前年度と比較し、1億5970万9000円、率にして146.1%の増となりました。

一般会計補助金（基準外）につきましては25万円で、前年度に新型コロナウイルス感染症対策として実施いたしました下水道使用料の免除相当額分でありまして、前年度と比較し、3億5126万9000円、率にして99.9%の減となりました。

これに、長期前受金戻入25億9494万5000円、その他営業外収益4769万6000円を加えました営業外収益の計は29億1193万4000円となりました。

特別利益につきましては、令和3年度末までに収益化できなかった過年度分の長期前受金戻入額でありまして、1億6232万5000円となりました。

この結果、収益的収入の合計は、緑色の欄ですけれども80億7071万円で、前年度と比較し1億479万5000円、率にして1.3%の増となりました。

次に、表の右側上段の収益的支出についてであります。まずは営業費用等について、主なものを御説明いたします。

職員給与費につきましては4億7869万7000円で、上下水道の組織統合によりまして職員数が減となったことなどにより、前年度と比較し5553万2000円、率にして10.4%の減となりました。

動力費は2億9956万3000円で、電気料金の燃料費調整単価の増によりまして、前年度と比較し1億141万2000円、率にして51.2%の増となりました。

委託料につきましては5億1515万5000円で、前年度と比較し、1億4740万9000円、率にして22.2%の減となりました。

負担金補助及び交付金につきましては3億3511万3000円で、前年度と比較し、1億9743万5000円、率にして143.4%の増となりました。

委託料と負担金につきましては、水道部が下水道使用料徴収事務を受託していましたが、令和4年度から、上下水道の組織統合によりまして、委託料から負担金へ費目変更となったことから、それぞれ増減があったものであります。

減価償却費につきましては48億2836万3000円で、この結果、営業費用の計につきましては、67億2168万2000円となりました。

次に、営業外費用につきましては、支払利息が7億2420万4000円、その他営業外費用は過年度下水道使用料の調定更正などで4912万6000円、合計で7億7333万円となりました。

特別損失につきましては、河川改修事業に伴い市に売却した土地の売却損161万6000円となりました。

この結果、収益的支出の合計につきましては、74億9662万8000円で、前年度と比較し1億472万8000円、率にして1.4%の減となりました。

これによりまして、左側中段にあります当年度純利益、ピンクの行ですけれども収支差引で5億7408万2000円を計上することとなりました。

この当年度純利益は、資本的支出の財源とするために、青森市公営企業の設置に関する条例第11条の規定に基づきまして、減債積立金へ積み立てる予定としています。

次に、表の下段の資本的収支について御説明いたします。

まず、右側の資本的支出であります。建設改良費につきましては、9億6785万5000円で、前年度におきまして蛎貝ポンプ場と八重田浄化センターでの継続事業5億5000万円、これは蛎貝ポンプ場の雨水沈砂池設備の改築や八重田浄化センターの自家発電設備の改築、これがそれぞれ完了したことなどによりまして、前年度と比較して4億8279万2000円の減となりました。

これに、企業債償還金72億3320万6000円を加えた資本的支出の合計は82億106万1000円となりました。

次に、左側の資本的収入についてであります。企業債につきましては、建設改良債から借換債までの計で36億1310万円となりました。

これに、建設改良費の財源となります国・県補助金3億4256万9000円、企業債の元金分・建設改良費雨水分であります一般会計補助金9億4501万2000円、受益者負担金・分担金1390万1000円、固定資産売却代金65万6000円を加えた資本的収入の合計は49億1523万8000円となりました。

この結果、オレンジ色の部分であります。資本的収支の差引で、括弧書きにありますとおり、32億8582万3000円の不足額が生じたので、その下にあります

当年度損益勘定留保資金 19 億 5354 万 3000 円、減債積立金 2709 万 8 千円によりまして補填いたしております。

なお、ピンク色の部分であります。補填後の収支差引で 13 億 518 万 2000 円の不足となっておりますものの、健全化法——地方公共団体の財政の健全化に関する法律によるところの資金不足額は生じておりません。

令和 4 年度下水道事業会計決算の概要につきましては、以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和 4 年度青森市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」報告を求めます。企業局長。

○鈴木裕司公営企業管理者 令和 5 年第 3 回市議会定例会に提出を予定しております令和 4 年度青森市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び同会計決算の概要につきまして、配付いたしております資料に基づき御説明いたします。

初めに、資料①の令和 4 年度青森市農業集落排水事業会計剰余金の処分案についてであります。下段の資本中利益剰余金の欄を御覧ください。

前年度決算で減債積立金といたしました 1927 万 4190 円を使用して令和 4 年度に企業債を償還いたしました。公営企業の会計上、使用した減債積立金相当額を未処分利益剰余金に一旦振替し、これは①の矢印です。その後②矢印のとおり自己資本金に組み入れようとするものであります。

この未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決が必要でありますことから、決算の認定と同一議案として議会に提案するものであります。

続きまして、決算の概要について、資料②の消費税抜きの決算見込総括表により御説明いたします。

初めに、左側上段の収益的収入のうち主なものを御説明いたします。

営業収益のうち、農業集落排水施設使用料につきましては、7468 万 4000 円で、前年度と比較し 266 万 1000 円、率にして 3.7%の増となりました。

その主な要因といたしましては、前年度において新型コロナウイルス感染症対策として 4 月検針分 576 万 5000 円の減免を実施したことによるものであります。

その他営業収益につきましては、排水設備の検査手数料で 3 万 8000 円となりました。

この結果、営業収益の計は 7472 万 2000 円となりました。

次に、営業外収益についてですが、一般会計補助金（基準内）については 1 億 144 万 1000 円で、分流式下水道に係る繰入金が減となったことにより、前年度と比較し、1616 万 3000 円、率にして 13.7%の減となりました。

一般会計補助金（基準外）につきましては、6809 万 1000 円で、対象となる維持

管理費が増となったことにより、前年度と比較し、273万7000円、率にして4.2%の増となりました。

県補助金は、2000万円で、最適整備構想・維持管理適正化計画策定に係る補助金が交付されましたことから皆増となりました。

これに、長期前受金戻入1億126万5000円、その他営業外収益2万円を加えた営業外収益の計は2億9081万8000円となりました。

この結果、収益的収入の合計は、3億6554万円で、前年度と比較し771万5000円、率にして2.2%の増となりました。

次に、表の右側上段の営業費用等について主なものを御説明いたします。

職員給与費は1664万2000円、動力費は、2239万4000円、委託料は施設清掃業務や設備の保守点検業務委託などであり、5205万4000円となりました。

減価償却費につきましては、1億7780万円となりました。

この結果、営業費用の計は2億8619万4000円となりました。

次に、営業外費用につきましては、支払利息が2598万円、その他営業外費用が691万3000円、合計で3289万3000円となりました。

この結果、収益的支出の合計は3億1908万7000円で、前年度と比較し989万円、率にして3.2%の増となりました。

これによりまして、左側中段にあります当年度純利益は、収支差引で4645万3000円を計上することとなりました。

この当年度純利益は、資本的支出の財源とするため、青森市公営企業の設置に関する条例第11条の規定に基づきまして、減債積立金へ積み立てる予定であります。

次に、表の下段の資本的収支について御説明いたします。

まず、右側の資本的支出であります。内訳は企業債償還金のみでありまして、2億5993万9000円となりました。

次に、左側の資本的収入についてであります。企業債は、準建設改良債が9330万円、借換債が3620万円、これに、一般会計補助金201万7000円を加えた資本的収入の合計は1億3151万7000円となりました。

この結果、オレンジ色の部分であります。資本的収支の差引で、左側下段括弧書きにありますとおり、1億2842万2000円の不足額が生じたので、過年度損益勘定留保資金521万9000円、当年度損益勘定留保資金7675万9000円、減債積立金1927万4000円により補填いたしております。

なお、補填後の収支差引で2717万円の不足となっておりますが、これにつきましても地方公共団体の財政の健全化に関する法律によるところの資金不足額は生じておりません。

令和4年度農業集落排水事業会計決算の概要につきましては、以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和4年度青森市自動車運送事業会計決算の認定について」報告を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 令和5年第3回定例会に提出を予定しております令和4年度青森市自動車運送事業会計決算の概要について、御説明申し上げます。

お手元に配付いたしております資料の「令和4年度青森市自動車運送事業会計決算（見込）総括表（税抜）【前年度比較】」という資料を御覧いただきたいと思っております。

まず、決算の状況の説明に入る前に、資料の左側の上段に記載しております事業概況について御説明いたします。

令和4年度においては、令和元年度から実施しております2シーズン制ダイヤを継続して実施しております。利用者ニーズに沿った効率的なダイヤ編成に努め運行を行った結果、ダイヤ数については、夏ダイヤ、冬ダイヤともに前年度と同数の、夏ダイヤは137ダイヤ、冬ダイヤは146ダイヤとなりました。

また、路線数につきましても、前年度同数の17路線、運行便数についても前年度同数の夏ダイヤは871便、冬ダイヤは882便で運行しております。

輸送人員につきましては、前年度比20万5553人、率にして3.6%増の590万8084人となっております。

それでは、決算の概要について、御説明申し上げます。

初めに、資料の中段に記載しております収益的収支について御説明いたします。まず、左側の収益の欄を御覧いただきたいと思っております。

まず、(ア)としておりますけれども、営業収益のうち、その太宗を占める運送収益につきましては、前年度比1742万2000円増の、15億8355万6000円となりました。

収益増の主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準にはまだ及びませんが、輸送人員の増に伴い乗車料収入が増加したこと、また、不採算路線を維持するための市からの繰入金である生活路線維持負担金が増加したことなどによるものであります。

運送雑収益につきましては、広告料収入が前年度比211万7000円増の3492万3000円、雑収益が定期券販売手数料・払戻手数料などでありまして、前年度比49万5000円増の91万9000円となり、運送収益と運送雑収益を合わせた営業収益計、①としておりますけれども、こちらは前年度比2003万4000円増の16億1939万8000円となりました。

次に、営業外収益、(イ)としておりますけれども、こちらについては、一般会計からの補助金や長期前受金戻入などによりまして、まず、補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症関連の補助金などの減少によりまして917万5000円減少したものの、他会計補助金が、退職者の増加に伴い6917万4000円の増、長期前

受金戻入が令和3年度の補助金等を財源に取得した地域連携ICカードシステムの減価償却開始に伴いまして1億7693万5000円の増、その他についても436万3000円の増となったことにより、営業外収益の計につきましては、前年度比2億4129万7000円増の、5億6512万円となったところであります。

その結果、経常収益の計、③としておりますけれども、こちらは前年度比2億6133万1000円、13.6%増の21億8451万8000円となりました。

(ウ)としております特別利益のうち過年度損益修正益につきましては、バスカード販売終了による委託販売先からのバスカード返却に伴う委託販売手数料の返還分となっておりますけれども、前年度比64万9000円増の99万4000円、その他に記載の過年度分に係る長期前受金戻入額は、前年度比552万9000円減の1億1399万1000円となっております、特別利益計といたしましては、488万円減の1億1498万5000円、経常収益に特別利益を加えました事業収益計⑤としておりますけれども、こちらは、前年度比2億5645万1000円、12.6%増の22億9950万3000円となっております。

続きまして、右側の費用の欄を御覧いただきたいと思います。

(エ)としております営業費用のうち、職員給与費につきましては、退職者不補充による正職員の減や運行委託の拡大により、小計のとおり、前年度比8402万4000円減の、12億2538万6000円となりました。

次に、経費のうち動力・燃料・油脂費については、軽油等の燃料単価の上昇に伴い増加、部品費・材料費・外注修繕費については、大規模修繕が増えたことによりまして増加、その他につきましては、委託ダイヤ数の拡大に伴う運行委託料の増などに伴いまして増加、その結果、経費につきましては、小計⑦としておりますとおり、前年度比6896万6000円増の7億150万円となりました。

減価償却費につきましては、令和3年度に導入した地域連携ICカードシステムの減価償却開始等により、前年度比1億7062万2000円増の、4億2369万7000円となり、これらを合わせた営業費用計⑨としておりますけれども、こちらは、前年度比1億5556万4000円増の23億5058万3000円となりました。

次に、(オ)としております営業外費用につきましては、雑支出と、その他に記載しております特定収入に係る消費税額が減になったことなどにより、営業外費用の計⑩としておりますけれども、こちらは前年度比5186万1000円減の2103万8000円となりました。

その結果、経常費用計、⑪としておりますが、こちらは前年度比1億370万3000円、4.6%増の23億7162万1000円となりました。

(カ)としております特別損失は、バスカード販売終了に伴う委託販売先からのバスカード返却に伴う払戻金などになりますが、こちらは特別損失計⑫としては、2445万8000円の皆増となりまして、経常費用に特別損失を加えた事業費用計は、前年度比1億2816万1000円、5.7%増の23億9607万9000円となったところであ

ります。

その結果、左側ですけれども、事業収益計⑤から事業費用計⑬を差し引いた(キ)としております純損益は、9657万6000円の純損失を計上することとなり、その下の累積欠損金は、28億219万2000円となったものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による減収に伴う資金不足に対応するため、資料左側の(ク)としております累積欠損金の下に記載しております企業債、3条なお書きというところがありますけれども、そこにありますとおり、特別減収対策企業債を2億6520万円借り入れしたところです。

次に、資本的収支について御説明いたします。

まず、右側の支出を御覧いただきたいと思います。建設改良費は、令和4年度において、大型ノンステップバスの導入などを行いましたが、令和3年度に導入した地域連携ICカードシステム導入事業費の皆減などにより、前年度比5億4809万9000円減の1億6361万8000円となりました。

企業債償還金は、前年度比1988万8000円減の、2億2522万5000円となりました。

また、投資につきましては、大型ノンステップバス導入に伴う車両リサイクル券の購入分になりますが、前年度比4万2000円減の、46万円となっております。

他会計長期借入金返還金につきましては、平成18年度と平成20年度に一般会計から借り入れた運転資金の返還分となりまして、令和4年度から令和23年度まで、毎年度4625万円を返還することとしており、その返還分が皆増となっております。

この結果、(B)としておりますけれども、資本的支出の合計は、前年度比5億2177万9000円減の、4億3555万3000円となりました。

これに対応する左側の収入につきましては、ただ今御説明いたしました支出の財源となる企業債が1億7520万円、国庫補助金、県補助金が462万円、他会計補助金が2億2522万5000円となっており、これらと投資を合わせた一番下の(A)としております資本的収入合計は、前年度比6億2245万6000円減の、4億559万4000円となりました。

これらの結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における令和4年度の資金不足額は、1億2874万2000円となり、資金不足比率は、7.9%となっております。

説明は以上になります。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、令和5年第3回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

最初に、「新車バスの購入について」報告を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 それでは、新車バスの購入について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

交通部において、今年度購入予定の大型ノンステップバス5両に係る物品供給契約を締結いたしましたので、その概要について御報告いたします。

去る7月24日、バスの販売事業者3者による指名競争入札を行いました。3回目の入札で2者が辞退し、残る1者につきましても予定価格の範囲内での入札がなかったことから、入札は不調に終わったところであります。

このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低入札価格を提示した業者から見積りを徴した結果、予定価格の範囲内の税込み1億6159万円で青森三菱ふそう自動車販売株式会社と令和5年8月2日に随意契約により契約を締結したものであります。

車両の主な仕様につきましては、定員76人の大型ノンステップバスで、車椅子やベビーカーでの乗車に対応した広い通路幅を有するほか、アイドリングストップアンドスタートシステム及びドライバー異常時対応システムを装備しておりまして、人にも環境にも優しいバスとなっています。

このたびの購入に伴い、青森市交通部のノンステップバスとワンステップバスを合算した低床バスの導入割合につきましては、令和5年4月の都市建設常任委員協議会で御説明した際には、令和5年度末に97.8%を予定して御説明いたしましたが、今後購入する予定の中古車両5両の改修が一部、令和6年度にずれ込む見込みとなったことから、令和5年度末時点での低床バスの導入割合は96.4%となる見込みとなったところであります。

今後も、老朽化による車両の更新に合わせ、計画的なノンステップバスの導入により、バリアフリー化の推進を図り、安全で信頼のあるバスサービスの提供に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。企業局長。

○鈴木裕司公営企業管理者 水道部から令和5年7月15日からの梅雨前線による大雨災害に係る秋田県への給水活動に係る応援派遣について、御報告をいたします。

資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

○花田明仁委員長 はい、お願いします。

〔議会事務局が資料を配付〕

○鈴木裕司公営企業管理者 それでは、資料を御覧ください。

初めに、「1 要請概要」から御説明いたします。令和5年7月15日からの梅雨

前線による大雨により男鹿市茶臼峠で大規模な地滑りが発生したため、茶臼配水池への送水管が破損し、男鹿市内の船川・男鹿中地区 3614 戸で断水が発生したため、同地区内での応急給水が必要な状況となりました。

このことから、7月18日火曜日12時半頃に、「2 派遣協定」になりますけれども、これに基づき、日本水道協会東北地方支部長の仙台市長から青森県支部長の青森市長に対しまして、応急給水活動の要請があったものであります。

この要請を受けまして、県支部内での調整の結果、本市からも速やかに現地に派遣することとしたものであり、「3 派遣先」は秋田県男鹿市、「4 派遣期間」については7月18日から7月20日まで、「5 派遣職員」は水道部職員4名、「6 車両編成」については3トンタンクローリー給水車1台と派遣職員が乗車する応急給水支援車1台となっております。

「7 給水活動概要」につきましては、7月18日の派遣要請後に派遣体制を整え、15時に男鹿市に向けて出発し、同日18時過ぎに現地に到着後、男鹿市の指示により男鹿市民文化会館において給水活動と、みちの駅おがの受水槽への給水を20時過ぎまで行ったところです。翌19日は朝6時から活動を開始し、避難所となっております男鹿市総合体育館の受水槽への給水を行った後、15時から18時まで男鹿市総合体育館で市民への給水活動を行いました。

なお、茶臼配水池への仮設送水管が7月18日深夜に接続され、19日から通水が開始されたことにより断水戸数が減少し、秋田県内の自治体で対応可能となったため、男鹿市における本市の応急給水活動を終了いたしました。

その後、派遣職員は翌20日朝に日本水道協会東北地方支部から追加の応援依頼がないことを確認した上で撤収し、同日14時頃に帰庁したところです。

「8 その他」ですが、今回の秋田県への応援派遣につきましては、青森県支部に対して給水車3台の要請であったため、本市のほか、八戸圏域水道企業団、弘前市それぞれ1台ずつ対応したところであります。

説明につきましては以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

理事者側からほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 このほか、委員の皆さんから、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)